

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の 原案について

令和 5 年 2 月 7 日
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

1 改正理由

職員の定年の引上げに伴い、所要の規定整備を行う。

2 その他

本件は、知事から、議案の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。